

令和3年第6回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和3年5月20日 午後3時開会
午後4時18分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 金城 弘昌	委 員 照屋 尚子	委 員 上原 勝晴
委 員 山里 清	委 員 藏根 美智子	委 員 小濱 守安

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	佐次田 薫	教育指導統括監	半嶺 満
参 事	山城 英昭	参 事	宇江城 詮
参事兼総務課長	屋宜 宣秀	教育支援課長	大城 勇人
施 設 課 長	平良 長弘	学校人事課長	安里 克也
県立学校教育課長	玉城 学	義務教育課長	目取真 康司
保健体育課長	城間 敏生	生涯学習振興課長	大宜見 勝美
文化財課長	諸見 友重		

4 議事関係

(1) 開会

金城教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第1号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和3年第5回議事録の承認

全会一致で、令和3年第5回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

金城教育長が、藏根委員を議事録署名人指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1 令和 2 年度県立学校部活動実態調査について

【説明（保健体育課長）】

資料に基づき、令和 2 年度県立学校部活動実態調査について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 ご説明ありがとうございました。アンケート結果の 3 ページの (3) のまとめには、全体的には信頼関係が構築されているという回答があったにもかかわらず、例えば、16 ページの部員のアンケート結果の中では、最初に誰に相談しましたかという質問に対して、同じ部員や生徒、保護者に相談したと回答しており、顧問や学校の職員に相談を持ちかけられないという実態が見えてきていると思います。保護者に関する限りでも、19 ページの保護者の回答を見るとやはり同じで、部員や同じ部の保護者、あとは誰にも相談できないという保護者もいらっしゃいます。そのため、SOS を発信しやすい学校の雰囲気づくりや、支援を行いやすい学校、クラスづくり、部活動づくり、生徒の異変にすぐに気がつけるように感度を上げていく、そして気がついたら支援につなげるというように、学校の組織全体で対応することを構築し、教師や顧問 1 人で抱えるのではなくて、学校全体で支援していただきたい。それから、まとめの②で、管理職は解決に向かっているも含め全て解決されていると回答していることに対して、部員と保護者の中に体罰・ハラスメントの解決がされていないという回答がありますが、解決されていないと答えた部員や保護者に寄り添った対応を各学校ができるように指導助言をして欲しいと思います。あと、運動部の部活動であれば、運動は緊張やストレスを軽減し、また自信を持つことを助けてくれるものだと思います。学校は大前提として安心安全な場所でなければならず、不安になるような場所では、自分自身を見つめることや自己表現はできないと思います。教師は教える、児童生徒は教えられる存在、大人は成熟、子どもは未成熟な存在といった上下関係ではなくて、幼児児童生徒一人一人が人間としての尊厳や権利が守られて、対等であるということを認め合った関係であることが学校には求められると思います。今回の事案は、教師の言葉、暴言によって起こった事案になりますが、心が現れるのが言葉であり、言葉には力があるので、放たれた言葉によって人生が作られていきます。ですからネガティブな言葉、不平不満な言葉ではなくて、相手の徳を高めていけるような言葉に変えてみる、感謝する言葉を伝えるということを、大人一人一人が意識しなくてはいけないと思います。児童生徒に関わる周りの大人一人一人の意識改革が必要だと思いますので、今後検討委員会を設置して、再発防止と指導改善に取り組んで欲しいと思います。以上です。
- 保健体育課長 ご要望に関しましては、これから見直す予定の部活動等の在り方に関する方針の改訂版の中で、提言部分についても改善をして、基本的な人権の尊重というところをより一層学校現場に周知徹底してまいりたいと思います。
- 藏根委員 照屋委員からもありましたが、気になったのはやはり、部員の回答として体罰が 28 名、暴言が 115 名、無視が 46 名、セクハラが 12 名あったということであり、1

人でも回答があるということが重要です。保護者からも同様の回答が出ていますが、今現在でそれだけ回答した人数がいるということです。その対応として、私も管理職でしたが、管理職と指導者が解決に向かっているも含めて 100% 解決していると思っているにもかかわらず、部員で 88 名、保護者が 99 名解決していないと答えています。私たち学校現場にいるものにとっては、子どもの人権に関する研修をどれだけやってもやり足りないぐらい、人権教育は大事なものです。そして、教育現場で意識することですが、「教師は最大の環境である」ということを皆が肝に銘じ、私たち教師が発する言葉が子どもたちを勇気づけることもあります、一方で自信を失わせることもありますので、本アンケートが示すように乖離があるということは私たち教師の意識の低さに起因するのではないかと思います。以前の子どもたちと今の子どもたちでは社会が変わっており、日々の自分の教育観を問い合わせ続けていかなければなりません。そしてもう一つは、やはり管理者が状況をきちんと把握すべきであるが、管理者として一生懸命やっているにもかかわらずそのような結果になってしまったということは、公平性透明性を持った第三者の目が必要だということを、今回の事案で強く感じました。もう一つ、これは部活動担当者、あるいは県立学校が調査対象になっていますが、「教育は言葉なり」と言われるように言葉はとても重要なものであり、言葉の持つ意味が子どもにどう伝わっているかということを日々自問する必要があるため、全校種を調査対象にすべきだと思います。この資料を見て今でも体罰がある事実がわかるので、保護者と教員との乖離もありますので、情報を発信し、閉鎖性がないように考慮していくことも大事な視点だと思います。本当に考えさせられました。

- 保健体育課長 小中学校における実態調査をどのようにするのかという点については、市町村教育委員会が主体となって取り組むものと考えていますが、県の調査結果を関係団体や各市町村教育委員会にも提供した上で、市町村教育委員会等が実施する場合には県も協力したいと考えているところです。
- 小濱委員 照屋委員とも重なるが、体罰ハラスメントが解決されたかということに対して、指導者と部員、保護者では乖離があるということはすごく大きな契機だと思います。学校側としては、家族との話し合い等いろいろなことをして解決したと受け取っているかもしれないが、当事者の部員や保護者にとっては納得いく解決策ではなかったということを示唆しているのではないかと思う。今後の取組みとして、学校においては職員会議や職員研修などを実施すると記載されているが、それだけではなくもう少し踏み込んだ取組みをしないと、ご家族が納得できるような解決にはならないのではないかと思いますので、その部分は検討していただきたい。それから指導者の体罰があると回答した部員の数が 133 名と記載されているが、そのうち 115 名が暴言を受けており、体罰については 28 名で約 20% が体罰を受けているということになる。今は法律で体罰禁止になっているはずだが、一般社会の中で言うこと聞かないから生意気だからという理由で体罰をしたら刑事事件になるということを考えると、こういうことがいまだに起こっていること自体を問題視して、ぜひゼロに向けていただきたい。あと、虐待の中で無視というのが実は恐ろしい心の虐待であり、心理的なプレッシャーが大きくて本当に人格を崩壊

させるかもしれないぐらい、無視されるということはとてもつらいことなのです。そういうことが恒常にこれだけの数の回答があったということは、やはりきちんと対応していただきたいと思います。最後ですが、管理職の悩みとして教職員の負担過重と回答している方が 20% 程度おり、指導者では公務多忙のために指導ができないと回答した方が 13%、両立に限界を感じるが 12% おりますが、実はこの指導者の中には教職員以外の方も入っておりますので、教職員に限定すると割合はもう少し高いと思います。やはり教師がもっと安心して満足できる部活の指導をすることができれば、こういうことも減っていくのではないかと思いますので、その部分ももう少し踏み込んで調べていただければと思います。よろしくお願ひします。

- 保健体育課長 やはり今回の大きな視点の一つとしては、学校の管理者側と子どもや保護者たちが、問題が解決されているのかというところで大きな差が出てきてしまったということがあります。そこにつきましては、これまでの学校側の解決方法のあり方を見直すということで、検討委員会の中には有識者、それから P T A 団体等の委員等も含めて、保護者目線あるいは一般の方の目線で、解決の方法がこれまでどうだったのか、あるいは今後どうしたらしいのかについても検討していきたいと考えております。
- 山里委員 私から 3 点ほど意見を述べたいと思います。実態調査でいろいろ分かってきしたことの中に、指導者と部員の信頼関係について 2 割程度がないと感じているというがありました。それから、指導者の質問項目の中で、例えば自分以外の他の顧問や教師が何らかのハラスメントや体罰といった不適切な行為があってもなかなか注意できないと回答しており、これはやはり同僚であると同時に先輩の教員にはなかなか言いにくい雰囲気があるのだろうと感じました。そこで解決策の一つとして、日頃から第三者を何らかの形で部活動にかかわらせる仕組みを考えてほしいと思います。当事者同士ですと、やはりいろいろ力関係があるため言いたいことも言えない、あるいは悩みを聞いて欲しいがその後の状況を考えて言い出せない、また、親には知られたくないという子どもいるかもしれません、そのようなことに関してしがらみがない第三者の方々が何らかの形で普段の部活動にかかわれる仕組みがあれば、もう少し悩みを打ち明けたり、将来大きな問題になってくるような芽を事前に摘んだり、あるいは子どもたちに寄り添って、悩みや困っていることについてしっかり聞いてあげられると思います。2 点目は、実態調査を読んでみると、透明性に若干欠けて閉鎖的というかブラックボックス化しております、ある部活動については他の部活動の先生は実態がなかなかわからないという状態があるのではないかと感じました。あと保護者についても、自分の子どもたちがパワハラセクハラや暴言等々を受けているかどうかわからないという回答もありました。このような状況については、やはり透明性が大事だと思っており、普段からいろいろなことについて常に報告をしたり共有をしたり、一緒にそういう場を設けたりする。また、いろいろ I T 関係のコミュニケーションツールがありますし、動画サイト等もありますから、監視ではなく安心してもらうために、自分たちの活動や先生方が一生懸命頑張っているその部活動について、保護者の方々にも普段から見せていく。それは必ずしも動画でなくてもいいと思いますが、子どもたちにも自分たちがその部活で頑張っている姿が先生

から送られてくるような報告があると、ちょっとした異変があればその報告、あるいは動画を見て、何か悩んでいるようだけど大丈夫かなという気づきが生まれ、保護者と話し合いができる。部活動について閉鎖的な部分があるならば、透明性を高めていくような施策を考えていただきたいと思います。3点目は、これから指導方針等を改定するということですが、おそらく各学校や部活動の中では、それぞれルールが作られていると思います。例えば陸上部であれば、ただ単に遅刻をしない、服装はこうする、大会前にはこうするというように決めているルールの中に、困りごとに関するルールについても入れ込んでいき、それを管理者にも共有をしてもらう。その場合、少し元気がない、最近やる気がないみたいな抽象的な言葉でルール化されることが多いと思うので、もう少し具体的な数字でルール化を行い、例えば子どもの態度であれば、部活に何回欠席したら管理者に報告する、あるいは部の中で共有していくという形でルールを決めていく。参考に労働分野を見てみると、過重労働が問題となっており、教育だけではなく社会全般で過労死が取り上げられているが、月あたりの残業時間上限が決められている。全員が同じ健康状態ではないので同じ基準で区切ることは難しいと思うが、逆に個別の事情を全て考慮するとなかなかルールが決められないので、割り切って大まかな基準となる数字を一つ作ってみる。今の労働関係でいえば、例えば残業が月100時間を超えたら、職場の上司に連絡をして産業医が面接をするようにその具体的な数字がわかる。その場合、ただ単に残業が多いという主観的な判断ではなく、具体的な数字に基づく判断として危険な状態なので産業医に報告した方がよいということがルール化されている。一方、学校ではそのような具体的な数値でいろいろな判断基準をルール化するというところまでは取り組めていないと思いますが、それを進めていくと、指導する教師側も指導を受ける生徒側も、部活の欠席回数に応じて面談があることをみんなが共有し、気づきが早くなる。また、指導者にとっても管理職に報告すべきなのか悩む時に、きちんとした基準となる数字があれば負担が少なくて済むと思うので、他の分野の問題点の解決方法を参考にしながら、部活動の問題解決に活用できなかということを検討していただきたいと思います。

- 保健体育課長 教育委員会にはいろいろな方々から問い合わせがあり、その内容によって関係課が相談を受けて、学校とも協議しながら解決に向けて取り組んでいるところですが、もう少し透明性が必要という委員の提案についても、一步踏み込んでわかりやすい形で実施していきたいと考えております。それから、部活動内でのルールについては、現在は各学校のホームページで活動方針について明確にしていくことになっておりますが、これが形骸化していないか、あるいはそういう悩み事についても確認するシステムになっているかも含めて、点検と新たな仕組みづくりへ向けて検討委員会で検討させていただきたいと思います。
- 山里委員 よろしくお願ひします。
- 上原委員 実態調査を見ますと、回答率が低いというのが非常に気になっており、アンケートの数字にあらわれない部分もたくさんあると考えられます。それをどうフォローして次の検討委員会や具体的な対応策に繋げていくかということを、アンケートに結び

つけて考えていく必要があると思います。3ページの今後の取組を中心に考えていく際に、このような事態は二度とあってはならないという強い危機感を持っていると思いますが、学校の対応についても、全教職員あるいはPTAの方々も含めてどこの学校でも起こりうるという強い危機感を持ってやらないと、効果をあげるのはなかなか難しいと思います。人の命に関わることですので、強い危機感なしに方針を改定した、取り組んでいますではないと思います。二度とあってはならないわけですから、強い危機感を持ってやっていく必要があります。とりわけ教員はそうだと思うが、私たち大人は他人ごとではなく、自分ごととして、自分のところで起きたらどうするかを考えて取り組み、子供たちに接する必要があると思います。学校の対応の中で、職員会議や研修、生徒のケアなどいろいろ書かれておりますが、もっと具体的に日常的に実践できるような取組みを促していただきたい。これから検討委員会を立ち上げて取り組んでいきますが、方針を改定するまで時間がありますので、危機感を持ってやらなければいけないでやはり取組みを日常化しなければならない。そうでなければ再びこのような大変なことが起こる可能性もあり、日常的に起こさないという気運を作っていくことが大事だと思います。それから、部活動は教育課程外ですが重要な教育活動であり、ほとんどが希望して自主的に活動していると思います。ですから私は、生徒の自主性、自主活動を最大限に尊重して、子どもたちに考えさせてやっていくことが大事だと思います。もちろん指導は大事ですが、学習指導要領等も教育の方向も、特に重点は主体的で対話的だとされています。子どもたちが楽しんで、授業も部活動も楽しいという学校になって欲しいと思っていますので、この主体の部分を大事にしながら取り組んでいただきたいと思います。他の委員も言っていますが、人間関係が一番大事であり、最終的には人と人とのかかわりになってくるので、相手の存在を認めることができ、部活動以外でもみんなが生きて頑張っていいという雰囲気を各学校で作ること。当然のことと思うかもしれないが、みんな大事な人間として生まれてきたということも、大事な視点だと思いますので、絶えず、そういう観点から取り組んでいくことが大事だと思います。検討委員会で具体的により方向性が出され、それが実践されてこのようなことが二度と起きないよう、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

- 保健体育課長 今回の調査で、特に生徒や保護者の回答が少なかったことにつきましては、令和2年度の事件のケースを、年度が明けて、県が調査を実施したためだと想定されます。また、学校ではこの調査について管理者が子どもたちを体育館等に集めて趣旨を説明した上で、QRコードから読み取ってスマートフォンなどで回答していくという方法をとりました。その際に、保護者に対しては保護者用のQRコードや趣旨・内容等が書かれた紙も配布し、生徒に持ち帰らせて保護者に回答を依頼するということを行いましたが、保護者への協力依頼の徹底が十分ではなかったと感じております。現在、教育委員会で年2回いじめの調査を行っています。それと同様に、体罰やハラスメントについても報告できるようなシステムをとり、お互いに学校現場で生じた事案についてもう少し透明性を確保し、事案がこちらでもしっかりと把握できるように、検討委員会も含めて、検討して参りたいと考えております。

- 藏根委員 二度とあってはならないということで、今現在、結果として去年1年振り返って、3年生2年生の生徒が体罰は28名、暴言は115名があると回答していますが、これをどういうふうに、今から対応していくのか。
- 保健体育課長 今回の対応としましては、この4月の調査結果をもとに、学校ごとのデータについても把握したところです。直近の対応としては、特に生徒や保護者から、十分に解決していない、あるいは暴言や体罰等があったという学校には、今回の調査結果を返す際に、学校が主体的に今まで以上に保護者の声を聞いてほしい、あるいは職員研修や職員会議の中で問題として取り上げて、解決に向けてしっかり取り組んでほしいということを伝えています。そして9月には部活動等の在り方に関する方針を改定して、年内に各学校に周知していくという2段構えで取り組んで参りたいと考えています。
- 藏根委員 ありがとうございます。我々大人が子どもたち一人一人に対し、丁寧に対応していかなければならぬと思いました。
- 照屋委員 先ほども保護者からの回答率が23.6%ということで低いと感じましたが、今はペーパーレスになっていると思います。学校によっては安心メールなど、PTAが必ず登録し、学校からのお知らせが届くようにしているところもあると思います。今後行われるいろいろな実態調査については、そのようなツールを活用して取り組んでほしい。生徒は学校から紙のお便りを渡しても、保護者までなかなか持ててこない現状があります。10年以上も前の話ですが、学級PTAがあったときに、私が娘の学校に行ったら、1人だけだったことがあります。クラス40名の中でちゃんとプリントを親に渡して、学級PTAに参加したっていうのは、クラスの中で私1人だけでした。このことから、なかなか家庭に情報が行き渡っていないと思いますので、直接保護者とやりとりできる安心メールなどを活用していただければと思います。以上です。
- 保健体育課長 今ご指摘があったことについては、昨年度のコロナの影響で各学校ともリモート授業の準備等が進んだおかげで、いろいろITを利用して、保護者や子どもたちと双方向に連絡を取るようなシステム等も構築しているということもありますので、今後調査等の必要がある場合には、もう少し保護者等の声が反映できるような方法も考えて参りたいと思います。
- 教育長 いろいろな指摘や要望がありましたので、委員会でしっかり議論していただきたいと思います。

報告事項2 沖縄県社会教育委員の会議からの答申について

【説明（生涯学習振興課長）】

資料に基づき、沖縄県社会教育委員の会議からの答申について報告を行った。

【質疑等】

- 藏根委員 元生涯学習振興課長としてとても素晴らしい提言が出たと喜んでおります。青少年の家というのは、子どもたちは今、社会の中で、自然体験とか社会体験、それから生活体験がとても減少している状況にあって、健やかな成長には必要であるということをずっと謳っています。独立行政法人の国立青少年教育振興機構の調査で、子どもの頃の自然体験や友達との遊び、地域活動などの体験の豊富な人ほど、大人になってやる気や生きがいを持っている人が多く、規範意識や人間関係能力が高いと言われています。また自然体験や生活体験が、豊富な小中学生ほど道徳心正義感が強いと言われています。本県には青少年教育施設が六つあります。それから、元国立青年の家である国立沖縄青少年交流の家は、2010年に幅広い年齢層に対応し、民間のノウハウを生かすことで指定管理になって、意図的計画的に充実した自然体験社会体験、集団宿泊体験を実施しています。指定管理になったこの青少年の教育施設と教育行政がどのような関係で連携を取っているかということをお聞きしたい。
- 生涯学習振興課長 青少年の家の管理委託の際に、プロポーザルで選定しており、その時の条件で、主催事業や自主事業、連携事業を実施するようお願いしております。生涯学習振興課では、年度の開始前に自主事業に関して計画を提出いただき、事業内容の確認をして実施しております。7月頃に外部の委員も交えての委員会があり、そこで前年度の実績報告をして、意見をいただいております。それを青少年の家に還元するという方法をとっています。
- 藏根委員 ありがとうございます。今はコロナ禍で無理かもしれません、課長を中心として各事務所を訪問したり、外部委員により講座をきちんと評価するということを毎年やっているということですね。そこで、この提言の中にすごく光るものがあり、社会教育主事を青少年の家に配置してはどうかという内容で、これは面白いと思いました。同じ社会教育施設として県立図書館に指導主事が1人配置されていますが、私もかつてその1人でした。そこで、行政と現場である県立図書館が連携しながら講座をやっていました。現在、各教育事務所に社会教育主事、あるいはコーディネーターがどういう形で配置されていますか。
- 生涯学習振興課長 社会教育主事は各教育事務所に1人ずつおりまして、コーディネーターも1人ずつおります。コーディネーターは、合同庁舎にある生涯学習推進センターにもおります。社会教育主事とコーディネーターでいろいろな講座をやっていくということになっており、青少年の家は自主事業として、また教育事務所が主催する事業の開催場所として青少年の家を活用するということも一部で実施しております。
- 藏根委員 そうですね。去年の特別支援教育の悉皆研修が糸満青少年の家や石川青少年の家がありました。私は去年、糸満青少年の家の研修に参加しながら施設も見たのですが、本当に無人島キャンプを三日間実施していましたし、最近は教育のための野外研修ということで、小中の先生を14名集めて実施していました。ですから、それをどう周知させるかということがとても大事だと感じています。こうして、青少年の家を活用して、県のいろいろな研修を実施し、青少年の家の所長にそこで10分程度の挨拶をしていただ

いたり、繰り返すようですが、社会教育主事を青少年の家に配置したりする。そして私も所長とよく話すことがあります、これは学校人事課の分野になりますが、特別支援の免許を持っている、研修を受けていると採用時に10点の加算があるので、学校教育だけじゃなくて、社会教育を知っている、つまり社会教育の免許を持っている人に、加点をしていくのもいいのではないかという話がありました。そういうところもまた提言としてあげていきたいと思います。最後に社会教育主事の免許取得については、教育行政の中で、どのような形で取り組んでいますか。

- 生涯学習振興課長 国主催の社会教育主事養成講座が県外であり、受講するためには旅費がかかりますので、数名の旅費を負担しております。それ以外にB講習が県内で実施されておりますので、そちらも団体が旅費を負担すれば、那覇で受講できるという形で取得ができるようになっております。
- 藏根委員 そのような支援もしているということで、青少年の教育施設が子供たちの生きる力を育てますので、行政と連携して答申で謳われているような内容をぜひ実現して欲しいと思います。以上です。
- 山里委員 私は、25ページの答申概要の中の一番上に「地域づくり」という項目がありますが、それについて考えたことを述べたいと思います。先ほどもありましたが、地域の教育力というか、地域が子どもを育てる力がやはり弱まっていると思っています。昔は学事奨励会とか、いろいろな地域でのイベントが結構ありました。それからここに書いてあるような伝統行事も、地域で少なからずあって、そこに児童生徒が参加してその伝統を引き継いでいたという形でしたが、それがだんだんなくなってきた。そういう意味では、ここにも、つながりという言葉がありましたが、やはりつながりが弱くなっていると思っています。それに対して学校単体で解決できるかというと、学校が主体となって、例えば1校のみでその地域と繋がっていくのは、やはりなかなか厳しいと思います。そういう意味では、ここに記載されているような青少年の教育施設が、積極的にこういったものを取り込んでいって、例えばその場を提供したり、プログラムを開発したり、専門家を招致してプログラムの中で新しい伝統を作り上げていくなど、地域の伝統を引き継ぐ、受け継ぐ子どもたちを育てる意識を高めるプログラムを積極的に提供して欲しい。そうすることによって、その子どもたちが地域に帰った時にいろいろな広がりができて、一つの学校だけではなくいろいろな地域の学校が協力して、子どもたちが自主的に繋がっていけば一番いいと思いますが、そのようなことができる人材づくりの場になると思っています。それについても、今回の答申にいろいろな具体策が書かれているので、その確実な実施をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。
- 上原委員 25ページに概要がまとめられており、青少年教育施設を使ってくださいということだと思いますので、提言を受けたら、事務局である生涯学習振興課が中心となって、実現に向けて取り組んでいくと思います。この5つの提言を広報してくださいに、例えばわかりやすいリーフレットを作るなど、そういったことも予定していますか。

- 生涯学習振興課長 現段階ではまだ計画しておりませんが、広報は必要だと思います。周知の方法としては、各教育事務所には、先ほど説明したとおり社会教育主事とコーディネーターがおりますので、そちらを活用して、青少年の家の活用が広がるように考えながら周知していきたいと思います。
- 上原委員 具体的な提言内容が5点あり、それを「つながり」、「人」、「ジンプナーが創る地域」の3つでまとめてありますので、この辺を絡めながらリーフレットなどを作つて、やることが一目見てわかるように広報したらいいのではないかと思いました。2点目は、例えば提言1・2に対する取り組みとして記載されている県民カレッジとの連携体制を充実させるという文章を読んでもやはりわかりづらいので、県民カレッジを利用したら、こういうところが生涯学習のプラスになるとか、県民カレッジで青少年教育施設を開催場所とするものを表示するなど、お互いの興味によって取り組めるような方向性も出していく方がいいのではないか。それを教育事務所とか市町村教育委員会に、こういうことを考えたので適宜考えてやってくださいではなく、こういうことをやつたらどうですかという具体的な提案を事務局として実施していく必要があるのではないかと感じます。最後3点目ですが、事務局としてこれを推進していく前提で取り組んでいくのであれば、ある程度期限を決めて、これは2年で方向性をつけようといったように、事業の指標を作つて取り組むことがよくありますので、この程度達成したら、社会教育委員の会議から提言されたものは、達成と判断してよいということも出てくると思います。それを次に繋いでいくということが出てくると思いますので、これを具体化するときにはP D C Aで考えて、一定の期間でどこまで目標とするかということも、取り組んでいくためには必要だと感じました。良い提言がなされても、具体化されないと提言され放しになってしまふということは私たちもよく言われましたが、社会教育は実行しなければ意味がありませんので、この辺を注意して取り組んでほしいと思います。
- 生涯学習振興課長 県民カレッジも生涯学習振興課が所管しておりますし、先ほどの話に出た公民館やP T A等も生涯学習振興課の所管になりますので、関係団体とP Rをしながら、答申の内容を少しでも進められたらいいと思います。
- 照屋委員 25ページの答申概要の一番上の真ん中、「青少年の自立支援」ということで、不登校児童生徒への支援体制の充実ということが提言されています。これは素晴らしい提言だと思っているのですが、実際に学校現場で先生方だけで関わるのはとても厳しいと思っています。私の知っている社会福祉法人で、放課後等児童デイや生活介護事業所などを運営している事業所があるのですが、そこではアウトドアをして、マンツーマンで不登校の児童生徒に向き合つて、自然体験をさせたりする取組みを行っています。そういうところと、青少年の家のプログラムが連携できたら、とてもすばらしい取組みだと今感じましたので、ぜひこれを実現させていただきたいと思います。学校だけでは、なかなか不登校児童生徒の対応は厳しいと思いますので、そのような施設が活用できればいいですし、先ほど藏根委員からもあったように自然体験することで生きる力が出てくるなどいろいろ変化があると思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 生涯学習振興課長 青少年教育施設の職員との連絡会議は年に2回実施しており、各施設の取組みなどが話し合われますが、その時に他の施設の状況を聞いたところ、自立支援のプログラムを1施設でやっているようです。こちらは出前講座ではなくて、年間を通して事業を行っていくものがあるようです。自立支援用ではないのですが、出前講座としても一部の施設では実施しているようなので、それを吸い上げて、全施設に広げていく取組みをやっていきたいと考えております。
- 藏根委員 今の自立支援を取り組んでいるところもあります。先ほどの上原委員も元課長なので提言の中身について詳しいですが、周知については、やはり地域にも学校にも、そして行政が、指定管理者の青少年の家で、例えば、沖縄県民カレッジとの連携としては、500単位は学長賞がもらえますし、みんなここに注目しています。青少年教育施設と連携して担当がしっかりとやっています。そして、生涯学習振興課長の4月1日の最初の仕事はその表彰式です。だから、そういうふうに今、頑張っていますので、ぜひそれが前面に出るように周知して欲しいと私は思いますし期待しています。今回は素晴らしい提言が出たと思いました。よろしくお願ひいたします。

(6) 議案審議

議案第1号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他

特になし

(8) 閉会

金城教育長が閉会を宣言した。